○外務省告示第二百六十六号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

パラオ共和国　平成二十三年九月二十九日
マレーシア　平成二十三年十一月十一日
イエメン共和国　平成二十四年一月十一日
モンテネグロ　平成二十四年一月二十七日

よって、同議定書は、パラオ共和国について、平成二十三年十二月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百六十七号

パラオ共和国政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。

よって、同議定書は、平成二十三年十二月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百六十八号

次に掲げる各国の政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

チュニジア共和国　平成二十三年九月五日
パラオ共和国　平成二十三年九月二十九日
インド　平成二十三年十一月二十三日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

チュニジア共和国　平成二十三年十二月五日
パラオ共和国　平成二十三年十二月二十九日
インド　平成二十四年二月二十三日

（平成二十三年九月六日付け、同年十月四日付け及び同年十一月二十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月八日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第四百七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月二十日から適用する。ただし、フェキソフェナジン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、同月十九日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方せん医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方せん医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成二十四年八月八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(657)を削り、(658)を(657)とし、(659)から(937)までを(658)から(936)までとする。

○農林水産省告示第千九百七十二号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

表雲南霊長類実験動物有限公司の施設の項中「雲南省昆明市」を「雲南省景洪市」に改め、同表海南金港実験動物科技有限公司の施設の項中「海南金港実験動物科技有限公司」を「海南金港生物技術股份有限公司」に改め、同項の次に次のように加える。

海南新正源生物科技有限公司の施設	中華人民共和国　海南省海口市

表広西新豊源生物科技有限公司の施設の項を削り、同表防城港常春生物技術開発有限公司の施設の項の次に次のように加える。

広西璋美生物科技有限公司の施設	中華人民共和国　広西南寧中国東盟経済開発区

○農林水産省告示第千九百七十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十四年七月十一日　第二十一号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　イスティトゥート・メディテッラーネオ・ディ・チェルティフィカッツィオーネ　イタリア共和国　アンコーナ県　セニガッリア市　ピザカーネ通三十二番地
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　イタリア共和国　アンコーナ県　セニガッリア市　ピザカーネ通三十二番地

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　石川県白山市白峰二十六号六二の一、六二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　石川県小松市津江町ソ一の一四甲、一の一五、ツ一の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）